

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

1. 要介護認定における一次判定結果の取り扱いについて
2. 臨時特例交付金に係るQ & Aについて

(合計 本紙含め10枚)

vol. 30

平成12年1月6日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく願いいたします。

事務連絡
平成12年1月6日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室長

要介護認定における一次判定結果の取り扱いについて

要介護認定の適切な実施につきまして、日頃よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、関東地方のある市の介護認定審査会において、痴呆に伴う問題行動を有する申請者については一次判定結果にかかわらず一定の要介護度と見なした上で審査判定を行うことを取り決めているとの報道がなされました。

一次判定結果は、都道府県知事宛老人保健福祉局長通知「介護認定審査会の運営について」（平成11年9月13日老発第597号）において、審査判定のための原案として用いるべきものとされており、全国一律の基準に基づき、公平公正な要介護認定を行う観点から、主治医意見書及び認定調査員による特記事項とともに審査判定の際の資料として極めて重要な位置づけがなされているものです。

従いまして、審査判定において一次判定結果を参照しない、あるいは、全国一律の要介護認定基準に関わらず一定の心身の状況を有する者については特定の要介護度と定める等の取り扱いは不適切であり、管下市町村に対して上記通知の趣旨を再度徹底し、介護認定審査会において適切な審査判定が行われるよう、ご指導方お願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成12年1月6日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室

臨時特例交付金に係るQ & Aについて

標記につきまして、各都道府県から照会が特に多い事項についての考え方を取りまとめましたので、送付いたします。

内容御了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、その他の照会事項のうち照会の多いものについても、追ってQ & Aを作成の上送付することとしております。

(問1) 在宅サービス利用者の要介護認定分布について、準備要介護認定の結果を用いることとしたいがどうか。

(答)

1. 準備要介護認定の進捗状況が進んでいること等により、準備要介護認定の結果を用いる方がより適切に実態を反映できると判断される場合には、当該結果をワークシートのデータとして用いても差し支えない。

しかしながら、現にサービスを受けている人から優先的に準備要介護認定を実施している場合には、要介護度分布が実際より高めに出る傾向にあると考えられるので、準備要介護認定のデータを用いる場合には、その点に十分留意されたい。

2. なお、このような形でデータの置き換えをする場合には、その結果に前回提出の基盤整備率をそのまま乗じて在宅サービスの給付費を算出するのではなく、実際のサービス供給量との関係を踏まえて、基盤整備率を修正することが必要である。

具体的には、準備要介護認定の結果を用いた結果、要介護認定結果が全体に重度に移行した場合であっても、サービス供給量が変わらなければ、それに対応して基盤整備率を置き換えて計算する必要があるため、その点について、市町村を適切に指導するようにされたい。

(問2) 介護療養型医療施設の利用見込者数が当初の見込みより下がり
そうだが、データを置き換えてもよいか。

(答)

1. 介護療養型医療施設の利用見込者数が前回の提出時よりも減少させたいとの意向を有する市町村もあるものと考えられるが、その場合であっても、当該市町村の判断のみでデータの置き換えを行うのではなく、サービスの広域調整を担当する都道府県において、十分に該各市町村の状況等を精査し、調整した上で対応するようにされたい。
2. この際、今後の報酬水準によっては、介護療養型医療施設の指定申請の状況が変動することも想定されることから、都道府県においても、介護療養型医療施設の利用見込者数について、単純に現在の指定申請状況のみから判断するのではなく、このような点を十分に踏まえて慎重に対応されたい。

(問3)「基盤整備率」は市町村の直近の数値を用いることはできないのか。市町村は、12年度予算計上額の算定に当たり、夏頃に報告した基盤整備率を見直しており、実態に合わない場合もありうるがどうか。

(答)

1. 基盤整備率は、利用者の利用希望と実際に提供可能なサービス量を考慮した数値であるが、臨時特例交付金を適正に執行する観点からも、基盤整備率は厳正に見込まれる必要がある。
2. 実際に、国において取りまとめた介護サービス基盤の見込みにおいても、居宅サービスについては、平成12年度においては、現行予算規模の2倍(1年間で)を超えるという著しい伸びが見込まれること前提とした状況となっている。
3. したがって、このような状況を考慮すれば、基本的には実際の基盤整備率が有意に増加することは想定されないため、今回のワークシートでは、従前報告をいただいている数値を用いる方針を示したものであり、基本的には、これで対応していただきたいと考えている。

※ なお、市町村においては、その後の状況により在宅サービスの基盤整備率を引き上げる必要がある場合もあるものと考えられるが、その場合においても、まず、

- ・ 介護サービスの供給量の調査を適切に実施した上で、基盤整備率の見直しが行われているどうか、
- ・ 実際の事業者の指定申請の現状や事業者の実際の人材確保の見込み等から判断して、市町村が想定しているサービス量と現実に提供可能なサービス量との間に乖離がないかどうか

等について都道府県において十分にその妥当性について審査した上で、

- ・ 市町村においては、在宅の基盤整備率が増加する場合であっても、その分施設利用者が減少する(療養型病床群の見込み減なども配慮)ことが考えられることを踏まえ、全体の費用額が増加しないように見込むとともに、
- ・ 各都道府県において管下市町村間の調整を行うことにより、都道府県全体としても費用総額が増加することのないように対応することとされた

い。(国でもこの点は厳正に審査する所存。)

※ なお、特別養護老人ホームや老人保健施設については、施設の整備計画について、工事の進捗状況を把握した上、実際に入所者の受け入れが可能な時期を考慮した上、施設利用者数の算定をする必要がある(例年、整備費予算の繰り越しが相当あり、当初の開設計画が遅れる実態を十分考慮する必要がある。)

(問4) 区分支給限度額の適用を受ける居宅サービス費用の16%相当の額をもって、サービス計画費や2号特定疾病、その他の費用を賅うには不十分ではないか。

(答)

1. この16%については、個別サービスごとに詳細な推計要素を示し難いものについて、一括して枠取りをする性格の係数であり、この中で、大きなウエイトを占めるのは、サービス計画費と2号特定疾病分であると考えられる。
2. サービス計画費については、居宅の要介護・要支援者の見込数の全員が要介護認定の申請をし、その全員が居宅サービス利用のためサービス計画を作成するという推計をしている市町村も見られるが、当然のことながら、居宅サービスの利用意向、居宅サービスの提供可能量の見込み等を勘案する必要がある。
3. また、2号特定疾病については、従来示していた7%は特定疾病による入院患者も全て介護保険に移行するという前提であったが、特定疾病の方の中には治療上の必要性からむしろ医療保険から給付を受ける場合も相当程度あるものと考えられること、及び療養型病床群の指定見込みの状況にかんがみ、入院患者も全て介護保険に移行すると仮定することは過大な推計であると考えられる。
4. 以上のように、区分支給限度額適用以外のサービスについては、サービス計画費の増加傾向と2号特定疾病の減少傾向を考慮して、一括で16%としたものであり、これにより必要な費用は概ね確保されるものと考えている。

(問5) 予備費についての取扱い如何。

(答)

予備費については、仮に、当初予想より給付費が上回った場合でも、財政安定化基金からの借入等により対応することができることから、「予算には計上の必要なし」とする方向で、1月下旬に発出予定の予算編成通知に記載する予定。

(問6) 交付金の所要額調の提出期限以降に最終的な介護報酬額が決定されることから、その額如何によっては増額補正の必要が生じることが考えられるが、補正が認められるのか。

また、これ以外にも、所要額調の提出期限以降に、諸係数を変更する場合も考えられるが、その場合、交付申請書提出時に額の変更が認められるのか。

(答)

1. 臨時特例交付金については、今回の所要額調に基づき交付することとしている。
2. 最終的に介護報酬を設定するに際しては、昨年末にお配りしたワークシートの基となっている平成12年度予算(案)に係る費用総額の範囲内で対応することとしている。したがって、各市町村の費用総額としてみた場合には、最終的な介護報酬を当てはめたとしても増額補正の必要性が生じるようなことはないものと考えており、今回の所要額調に基づき交付決定を行うこととして問題ないものと考えている。
3. また、臨時特例交付金については、所要額調に基づき所要の審査・調整を行った上で、1月下旬までには全額を一括して内示することとしており、内示後の諸係数の変更について対応することは基本的に困難である。

所要額調の提出後に特段の事情により諸係数の変更の必要が生じた場合には、各都道府県において、各市町村に対し内示を行う前に、都道府県内で所要の調整を行うことにより、各都道府県毎の所要額の合計の範囲内で対応するようされたい。